

12. その他

○保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

〈相談・苦情対応〉

① 受付方法：面接・電話・文書等の方法で受け付けます。

苦情相談受付担当者	主 任
苦情相談解決責任者	園 長
苦情解決第三者委員	近喰委員・田中委員・鯛谷委員・山口委員 海老沢委員・小峰委員・栗田委員

② 苦情解決第三者委員による年2回の訪問相談

③ ご意見箱の設置

④ 苦情・要望への回答掲示

〈児童虐待防止について〉

全ての子どもの健全な育成を願い、社会全体で見守ることが必要となっています。たとえ愛情で行われた「しつけ」であっても、結果的に子どもの心身に著しく有害な影響を与えているとすれば、それは「虐待」であるといえます。

「児童虐待の防止等に関する法律」によって保育園などの児童福祉施設の職員には、児童虐待の早期発見に努める義務が規定されております。虐待と思われる事案が発生した場合は、下記へ報告させていただきますので、ご承知おきください。

＊虐待が疑われる時の通報先

あきる野市こども家庭センター	042-550-3313	月～土 8:30～18:30 ※子育て支援事業係は 17:15 まで
東京都立川児童相談所	042-523-1321	月～金 9:00～17:00
東京都児童相談センター	03-5937-2330	夜間、土・日・祝日・年末年始

〈事業に関するご案内〉

当園では下記の事業を行っております。

- ・乳幼児一時預かり事業
- ・乳児等通園支援事業